

第 1 5 号議案

府中市立幼稚園の廃園に伴う関係規程の整理に関する規程

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市立幼稚園の廃園に伴う関係規程の整理に関する規程

(府中市教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 府中市教育委員会公印規程（昭和42年2月教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

府中市立何 幼稚園之印	2 3	てん書	方3 8	幼稚園名をも つて処理する 文書	各幼稚園長
府中市立何 幼稚園長之 印	2 4	てん書	方2 1	幼稚園長名を もつて処理す る文書	各幼稚園長
府中市立幼 稚園割印	2 5	てん書	長径2 8 短径1 0	幼稚園の一般 文書割印用	各幼稚園長

」

を

「

削除	2 3				
削除	2 4				
削除	2 5				

」

に改める。

別表第2中 「 2 3 府中市立幼稚園之稚何印園立」 を 「 2 3 削除」 に、

「 2 4 府中市立幼稚園之稚何印園立」 を 「 2 4 削除」 に、

「 2 5 府中市立幼稚園割印」 を 「 2 5 削除」 に改める。

(府中市立学校における事案決定に関する規程の一部改正)

第2条 府中市立学校における事案決定に関する規程（平成14年3月教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

参考（第1条関係）

府中市教育委員会公印

新

別表第1（第3条）

公印の名称、寸法等

公印名	公印番号	書体	寸法mm	用途	公印管守者
省 略					
<u>削除</u>	<u>2 3</u>				
<u>削除</u>	<u>2 4</u>				
<u>削除</u>	<u>2 5</u>				
省 略					

別表第2（第3条）

公印のひな型

1～2 2

2 3

2 4

2 5

2 6～4 4

省 略

削除

削除

削除

省 略

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

規程新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

別表第1（第3条）

公印の名称、寸法等

公印名	公印番号	書体	寸法mm	用途	公印管守者
省 略					
府中市立何 幼稚園之印	2 3	てん書	方 3 8	幼稚園名をも つて処理する 文書	各幼稚園長
府中市立何 幼稚園長之 印	2 4	てん書	方 2 1	幼稚園長名を もつて処理す る文書	各幼稚園長
府中市立幼 稚園割印	2 5	てん書	長径 2 8 短径 1 0	幼稚園の一般 文書割印用	各幼稚園長
省 略					

別表第2（第3条）

公印のひな形

1～2 2

省 略

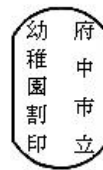
2 3



2 4



2 5



2 6～4 4

省 略

新

（目的）

第1条 この規程は、府中市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）の校長の権限に属する事務、府中市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年8月教育委員会規則第4号）第7条第4項の規定に基づく副校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に関する事案の決定権限の合理的配分と決定手続の整備を図ることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、学校における事案の決定の適正化に資することを目的とする。

（削除）

（他の規程との関係）

第15条 省略

付則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

に関する規程新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

旧

---

（目的）

第1条 この規程は、府中市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）の校長（園長を含む。以下同じ。）の権限に属する事務、府中市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年8月教育委員会規則第4号）第7条第4項の規定に基づく副校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に関する事案の決定権限の合理的配分と決定手続の整備を図ることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、学校における事案の決定の適正化に資することを目的とする。

（幼稚園に関する特例）

第15条 幼稚園にあつては、事案の決定は、園長が行うものとする。

（他の規程との関係）

第16条 省 略